

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

近畿部会提出
説明担当 羽曳野市

昨年末から本年にかけ、短期間で世界中に急速な広がりを見せた新型コロナウイルス感染症は、日本国内においても猛威を振るい、政府においては、全国に向け緊急事態宣言が発出される事態となった。

これにより、感染拡大は一旦収束したように見えたが、現下では、再び全国的に感染が広がり、憂慮すべき事態が生じている。

このため、再流行や冬季のインフルエンザ流行期との重なりなど、多くの市民や事業者は、健康的にも経済的にも大きな不安を抱える状況が長期間続いている。

感染拡大防止対策においては、これまでの対応について十分検証を行い今後においても、国・地方自治体の連携を強化し、地域の実情に応じた具体策を迅速に講じていくことが必要である。

来年の東京オリンピック・パラリンピックに続き、2025年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、日本国際博覧会「大阪・関西万博」が開催される。

世界各国から安心して人々を迎えられるよう、医療・介護はもとより、子どもの教育環境も含め市民生活の一刻も早い再建が求められている。

については、下記について特段のご配慮をいただくよう強く要望する。

記

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法における感染を防止するための協力要請等において、まん延防止をより強固なものとする罰則等を規定すること。
2. 中小企業への支援をはじめ、甚大な影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるべく損失補償の規定を整備すること。
3. 感染防止や医療提供体制を万全なものとするべく、国の責任において、マスクをはじめとする個人防護具や消毒液など必要な物資を確保し、備蓄に努めること。
4. 医療機関や保健所の事務負担の軽減を図る観点や感染が疑われる市民の不安解消のためにも、感染症発生早期の段階から民間の検査機関も活用し、PCR検査等の体制充実に努めること。

5. 学校の臨時休業期間中における子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることのないよう、人的・財政的措置を講じること。
6. ICT を活用した学習において、学校間格差が生じることのないようオンライン授業の環境を整備すること。
7. 外出自粛の長期化による児童虐待及び DV 被害等の増加に備えて、相談支援体制や避難場所の確保等、所要の対策を講じること。
8. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）」、「被災者生活再建支援法」等の自然災害における救済援助措置法制と同様に、全国的に感染がまん延するような感染症対策においても、地方公共団体及び住民に対する特別の財政援助規定を創設すること。
9. 地域経済が大きな損失を受けていることから個人消費の回復に向けた施策を一刻も早く強力に進めること。